

第 42 問

甲株式会社（以下「甲社」という。）は、取締役会設置会社であり、代表取締役はAである。甲社は、有望な中小企業に対する投資を業務の一つとしている。

乙株式会社（以下「乙社」という。）は、規模こそ大きくないものの、優秀な技術者を擁し、世界水準の自動車部品を製造する企業であるが、円高により経営不振に陥っていた。

Aは、かねてから大手自動車メーカーが新種の自動車の開発に着手しており、自動車部品を新規格のものに一新するとの情報を得ていた。

そこでAは、甲社が乙社に投資をして乙社が新規格の部品の開発をすることで、大手自動車メーカーから大口の受注をして経営不振から脱却し、多額の利益を上げることを期待し、独断で多額の投資を行った。

しかし、投資を行った直後、大手自動車メーカーは新種の自動車の開発を中止し、自動車部品の規格は従来どおりのものとすることを発表した。乙社は企業努力を尽くして従来規格の部品製造に取り組んだものの、新規格の部品の開発に費用を投じていたことから生産が間に合わず、結果大手メーカーから受注できずに倒産寸前まで追い込まれてしまった。そのため、甲社は投資を回収できなくなり、経営状況が悪化した。

そこで、甲社の経営状況の悪化により、甲社への債権を回収できなくなった債権者Xは、Aに対し、会社法第429条第1項に基づく損害賠償請求をした。

Xの請求は認められるか。

なお、大手自動車メーカーは当時実際に新種の自動車の開発に着手しており自動車部品の規格を一新するという動きがあったこと、乙社が世界水準の自動車部品を製造する会社であり、仮に、大手自動車メーカーが新種の自動車の生産に着手していたならば、乙社は新規格の自動車部品の開発に成功し、受注シェアを独占して多額の利益を上げる可能性があったことという事実は認められるものとする。また、「重要な財産の処分」（会社法第362条第4項第1号）や「重要な業務執行の決定」（同項柱書）には該当しないことを前提としてよい。

本問は、いわゆる経営判断原則の具体的な適用を求める問題である
（**論点** 善管注意義務と経営判断の原則 司H19,R4）。

総合 150頁 論証 85頁

経営判断原則の適用自体は、下級審裁判例により、広く承認されている（東京地判平16.9.28など、なお、最判平22.7.15【会社法百選48】）。例えば、同地判は、同原則を「取締役の業務についての善管注意義務違反……の有無の判断に当たっては、取締役によって当該行為がなされた当時における会社の状況及び会社を取り巻く社会、経済、文化等の情勢の下において、当該会社の属する業界における通常の経営者の有すべき知見及び経験を基準として、前提としての事実の認識に不注意な誤りがなかったか否か及びその事実に基づく行為の選択決定に不合理がなかったか否かという観点から、当該行為をすることが著しく不合理と評価されるか否かによるべきである」と定式化している。

なお、経営判断原則は、会社法423条責任が問題となる際に論じられることが多いが、会社法429条責任についても妥当すると解されている。

本問では、大手自動車メーカーは当時実際に新種の自動車の開発に着手しており自動車部品の規格を一新するという動きがあったこと、乙社が世界水準の自動車部品を製造する会社であり、仮に、大手自動車メーカーが新種の自動車の生産に着手していたならば、乙社は新規格の自動車部品の開発に成功し、受注シェアを独占して多額の利益を上げる可能性があったという事情があるから、乙社に投資をすること自体は、企業人として著しく不合理なものとははいえない。

なお、本問では検討の必要はないが、甲社が行った多額の投資が「重要な財産の処分」（会社362Ⅳ①）や「重要な業務執行の決定」（同項柱書）に該当する場合には、取締役会の決議を欠いている点が違法となる。

■ 答案構成

- 1 Xの請求が認められるためには、「その職務を行うについて悪意又は重大な過失」(会社429 I) が認められなければならない



法定責任説



任務懈怠とそれについての悪意又は重過失を意味する



- 2 Aに任務懈怠が認められるか



経営判断原則



あてはめ



よって、Xの請求は認められない

1 Xの請求が認められるためには、Aに「その職務を行うについて悪意
2 又は重大な過失」(会社法(以下、法令名省略。)429条1項)がなけ
3 ればならない。もっとも、悪意又は重過失の具体的な対象については文
4 言上明らかでなく、問題となる。

5 株式会社では取締役経営が任されているから、取締役放漫経営を
6 された場合、会社倒産に伴う会社債務の履行不能、その他の損害が生じ
7 る。現代における株式会社の果たす社会的役割、規模を考慮すると、損
8 害が発生した場合の社会的影響はあまりにも大きい。

9 そこで、429条は、この点を考慮し、法が株式会社の役員らに課し
10 た特別の責任であると考え。

11 そうすると、「その職務を行うについて悪意又は重大な過失」とは、
12 任務懈怠とそれについての悪意・重過失を意味すると解すべきである。

13 2(1) そこで、Aに任務懈怠が認められるか検討する。

14 Aは円高の影響により経営不振に陥った乙社に対して、多額の投資
15 をしているから、これにつき善管注意義務違反(330条、民法64
16 4条)があったとして、任務懈怠を認めることが考えられる。

17 (2) ここで、取締役の職務執行において裁量が認められる場合、善管注
18 意義務違反の判断には、経営判断の原則が妥当する。これは、経営手
19 腕の発揮に対する萎縮の効果を避けるためのものである。

20 具体的には、i 行為時の状況において、ii 判断の前提となった事実
21 の認識について不注意な誤りがなかったか、iii その事実に基づき意思
22 決定の過程が、iv 通常の企業人として著しく不合理なものでなかった

1

1 かという観点から審査すべきである。

2 (3) 本件においては、Aは、i 乙社に投資をした時点において、ii 規模
3 こそ大きくないものの、乙社は優秀な技術者を擁し、世界水準の自動
4 車部品を製造する企業であり、しかも大手自動車メーカーが新種の自
5 動車の開発に着手し、自動車部品の規格を一新するという情報を得て
6 いる。

7 大手自動車メーカーは当時実際に新種の自動車の開発に着手してお
8 り自動車部品の規格を一新するという動きがあったこと、乙社が世界
9 水準の自動車部品を製造する会社であり、仮に、大手自動車メーカー
10 が新種の自動車の生産に着手していたならば、乙社は新規格の自動車
11 部品の開発に成功し、受注シェアを独占して多額の利益を上げる可能
12 性があったことという事実は認められるのであるから、事実認識につ
13 いて不注意な誤りがあったとは認められない。

14 そして、iii そのような事実関係の下では、乙社は現在経営不振に陥っ
15 ているものの、甲社が有望な中小企業に対する投資を業務の一つとし
16 ている以上、甲社が乙社に投資をして乙社が新規格の部品の開発をす
17 ることで、乙社が大手自動車メーカーから大口の受注をして経営不振
18 から脱却し、多額の利益を上げると考えることは、iv 通常の企業人と
19 して著しく不合理であったとは認められない。

20 したがって、以上の点について、Aに任務懈怠は認められない。

21 (4) よって、Xの請求は認められない。

22 以上

2

1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	

3

1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	

4